



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー / 代表社員 徳永 康子氏

令和8年度の支援金額の推計(平均月額)

健康保険組合	被保険者一人当たり 約 550 円	加入者一人当たり 約 350 円
国民健康保険	一世帯当たり 約 300 円	約 200 円
後期高齢者 医療制度	被保険者一人当たり 約 200 円	同左

Q 4月から社会保険料に上乘せする制度が始まったそうですね。会社としては決められた通り納めなくてはならないのですが、あまり納得できません。詳しく教えていただけませんか？

A 社会保険料が上がるのは、新しい「子ども・子育て支援金制度」ができるからです。2023年12月に策定された、こども未来戦略「加速化プラン」により、総額3.6兆円の支援の拡充をするための財源になります。「加速化プラン」による取り組みを通し、若い世代が希望通り結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、子供たちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

- こども未来戦略「加速化プラン」とは、
- 若い世代の所得向上に向けた取り組みとして、
 - 児童手当の抜本的拡充
 - 妊娠・出産時からの支援強化
 - 大学等の高等教育費の負担軽減拡充
 - 子育て世帯への住宅支援 等

- 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- 「こども誰でも通園制度」の創設
 - 保育所:量の拡大から質の向上
 - 多様な支援ニーズへの対応
- 共働き・共育での推進
 - 育児休業取得率の開示制度の拡充
 - 育児給付の手取り10割相当への拡充
 - 時短勤務時の新たな給付の創設
 - 国民年金第1号被保険者の育児中保険料免除

※アンダーラインの施策に子ども・子育て支援金を充当します。

子ども・子育て支援金は、加入する医療保険制度ごとに保険料が以下のとおり定められ、令和8年4月から医療保険料と合わせて拠出します(被用者保険に加入している人は5月給与から天引きが開始)。令和8年度の支援金額の平均月額推計は次のとおりです。

毎月のお給料からは上記の額を拠出しますが、賞与からも支援金を拠出します。この支援金は、独身の方、子育て中の方、高齢者の方を含む全ての世代の方、企業からも拠出し、子育てを皆で支えあう仕組みです。なお、支援金は児童手当の拡充やこども誰でも通園制度などを通じて子育て世帯に還元され、こども一人当たり約146万円の給付拡充となります。

企業の皆様は、将来の労働力の維持・確保の観点から、1970年代から児童手当のための拠出金を負担しておられますが、加速化プランを策定することにより、全ての世代・企業の皆様を含め全員で支えあう仕組みとされました。

医療費や介護費が高齢化等の影響で毎年増加していく中で、支援金については社会保障の歳出改革などによる社会保険負担軽減の範囲内で導入すると定められており、支援金による負担は相殺される仕組みとなっているとのことですが、少しは負担が増えますね。

なぜ支援金は「税」ではなく「社会保険」にしたのかと言うと、行政サービスは税金を財源としていますが、年金や医療、介護などの社会保障の分野はサービスの性質に応じて、税を主な財源とする一般財源と、支えあいの仕組みである社会保険料の様々なパターンの組み合わせで支えられているからです。

これで少子高齢化が止まる可能性があるなら、何でもやった方がよいと思いますがどうでしょうか？

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

Tel. 043-273-5980